

【資料】

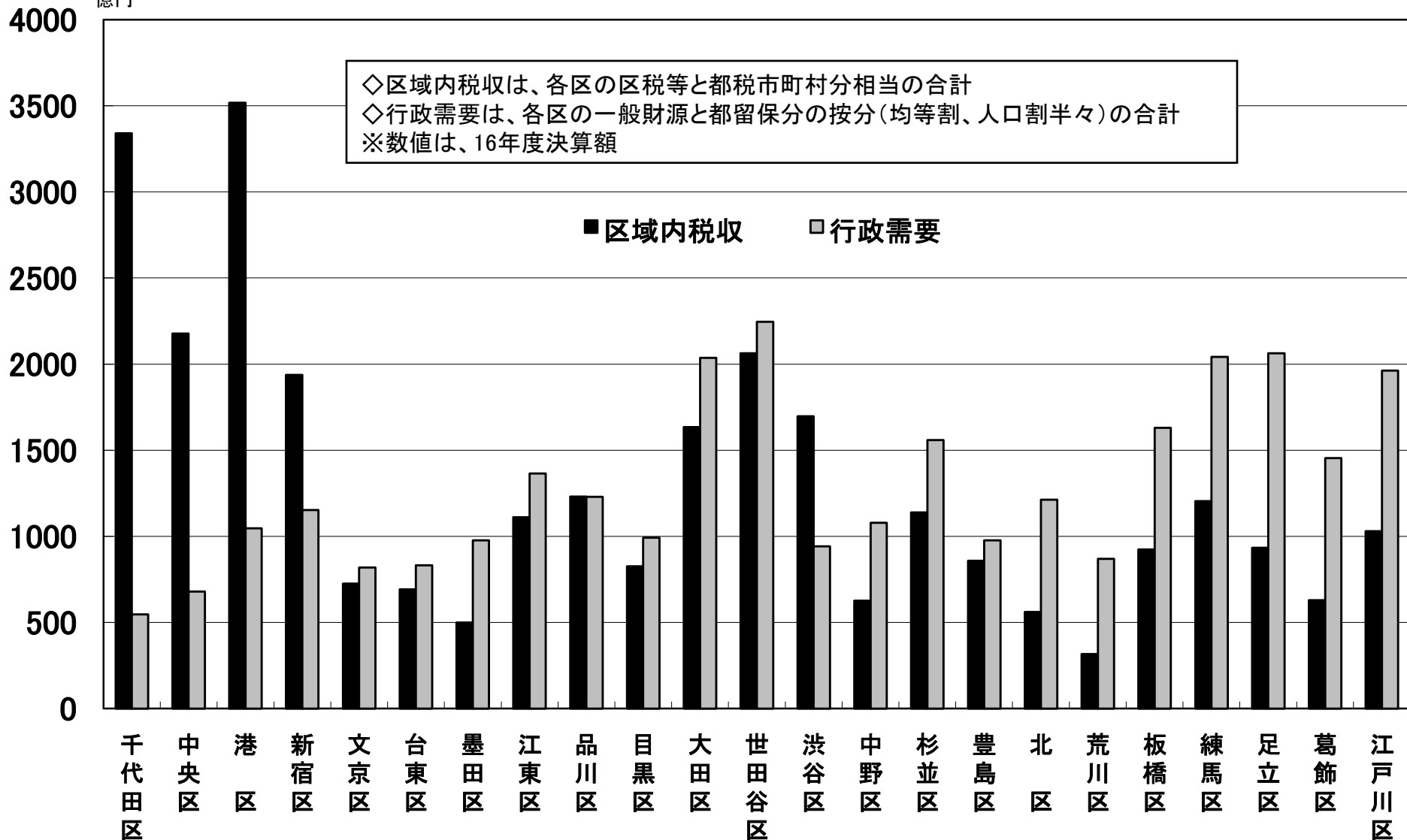
道州制と大都市制度のあり方 ～東京23区部を一体とする新たな「東京市」へ～

【資料1】東京23区の税収と行政需要（粗い試算）

億円

◇区域内税収は、各区の区税等と都税市町村分相当の合計
◇行政需要は、各区の一般財源と都留保分の按分（均等割、人口割半々）の合計
※数値は、16年度決算額

■ 区域内税収 □ 行政需要



※特別区長会「区長会サイドから考える今後の都区制度改革のあり方」（2007年9月）を加工

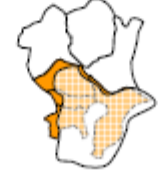
【資料2】 特別区の区域の変遷

慶応 4年 (1868)	<u>東京府の設置</u> ※東京府の区域は江戸時代の朱引内と概ね同じ	
明治 2年 (1869)	<u>当時の市街地を50区に画定</u> ※その後、「大区小区制」など区域割りが変遷	茶色
明治11年 (1878)	<u>区域を15区に再編</u> (←都区町村編制法)	茶色
明治22年 (1889)	<u>15区の区域に東京市を設置</u> (←市制町村制) ※東京市の区域内は15区体制を継続	茶色
昭和 7年 (1932)	<u>東京市の区域拡大</u> (←関東大震災後、市街地拡大) ※拡大した区域に20区を新設(35区体制)	水色
昭和18年 (1943)	「東京都制」施行 東京市は廃止→旧東京市の区域内は35区体制を継続	水色
昭和22年 (1947)	<u>35区 → 22区(3月) → 23区(8月)</u> (<u>現行23区体制</u>)	水色

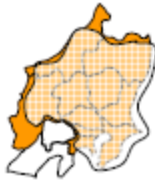
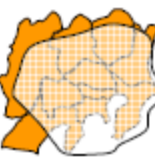


※第5回都区のあり方検討委員会幹事会資料(2007年9月)

【資料3】 首都圏の広域的課題①

1 道 路  ・混雑時平均旅行速度……………1都3県の旅行速度は全国より低い ・渋滞ポイントの集中……………圏央道内側の地域に多くのポイントが集中 ・パーソントリップ……………1都3県間のトリップ数が多い	10 水 質  ・河川水質……………1都3県では汚濁度が高い状況
2 鉄 道  ・通勤・通学圏……………1都3県に茨城県南部が入る都心から50～65km圏	11 都市気候  ・ヒートアイランド現象……………高温域の拡大、局所的な集中豪雨 ・大気汚染物質……………内陸部へ拡大
3 空 港  ・成田空港国際線利用者……………1都3県：70%、関東：78% ・国際航空貨物（成田）……………輸入77%、輸出50%が1都3県	12 廃棄物  ・廃棄物発生量……………1都3県の発生量の多さ ・処理状況……………関東地方のつながり
4 物 流  ・貨物流動量……………1都3県間の流動貨物が多い ・外資コンテナ貨物……………東京港と横浜港の2港で首都圏を含む関東の需要を賄う	13 自 然  ・自然環境……………1都3県において減少する緑
5 情報通信  ・IT基盤の整備……………情報セキュリティ対策の強化	14 食 料  ・食料自給率……………1都3県の自給率の低さと生産・消費の結びつきの強さ

【資料3】 首都圏の広域的課題②

6 産 業  ・産業、大学、研究機関……………1都3県、筑波研究学園都市を中心とした区域	15 エネルギー  ・電力供給地……………関東1都6県、福島、新潟、長野県
7 観光とコンベンション  ・観光地の集積……………関東1都6県、長野、山梨、静岡県	16 水資源  ・利根川水系、多摩川水系、相模川水系
8 文 化  ・文化振興……………首都圏再生に向けて文化的な魅力を高める必要性	17 防 災  ・首都直下地震……………震度6弱以上になると想定される地域が1都3県に多く分布
9 大 気  ・大気汚染の状況……………測定箇所ワースト10の多くが1都3県にある ・自動車交通……………トリップ状況から見ると、1都3県に集中	18 治 安  ・外国人犯罪……………来日外国人犯罪検挙件数が1,000件超の地域

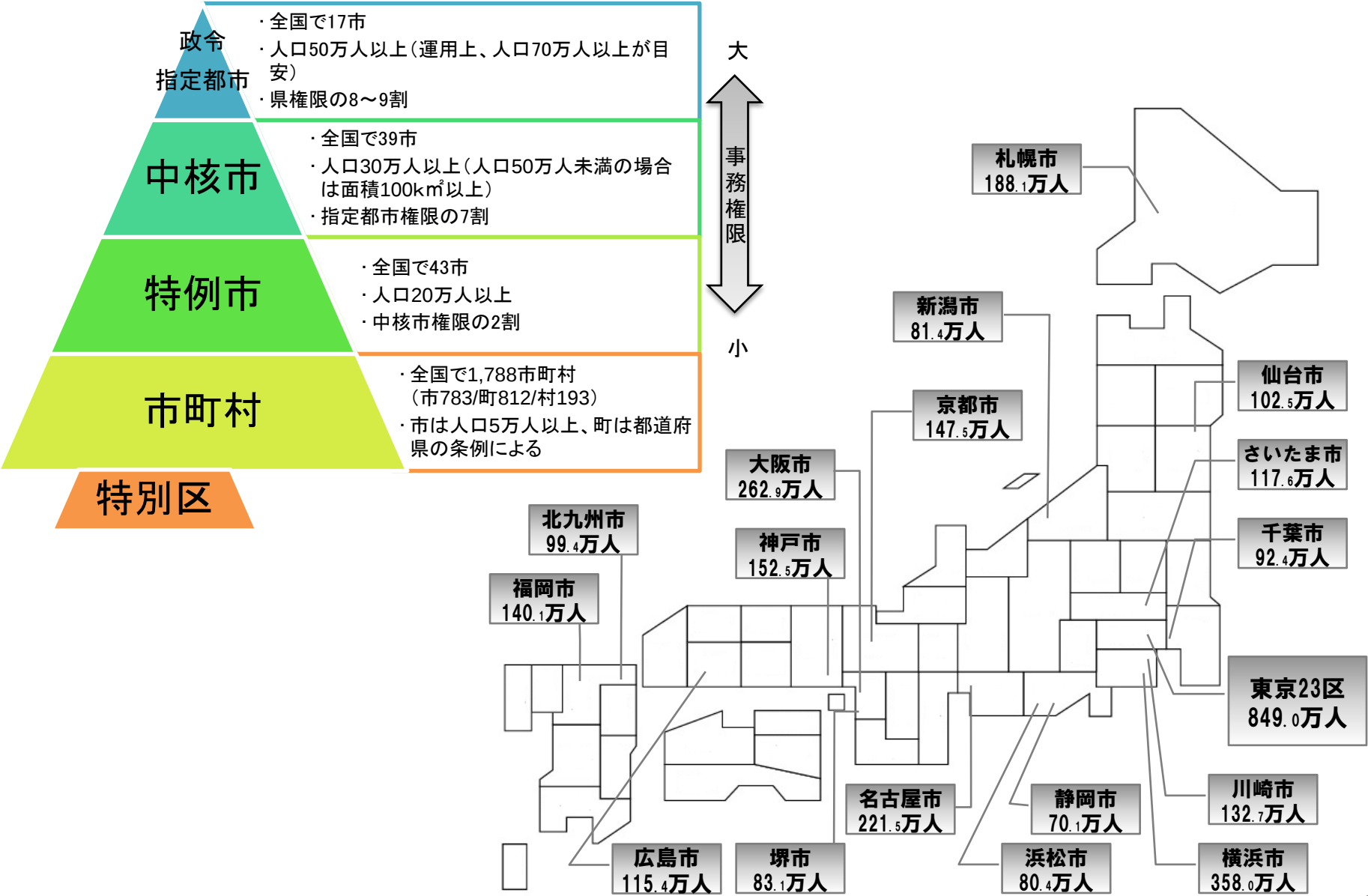
【資料4】 大都市制度の変遷

近代的な地方行政制度である市制町村制は1888年に公布されたが、東京市、京都市、大阪市の三市については翌1889年に国の直轄とする官治的な特例が設けられた。その後、特例制度撤廃運動が高まり1898年には撤廃され、大都市の自治権強化を求める契機となった。この流れから、1921年に六大都市特例が認められ、六市は更に府県からの分離・独立を目指す特別市制運動を行ったが、1943年に東京市のみ戦時下の首都に関する統制の一環として、東京府と東京市が合体し官選の都長官が統括する「東京都制」へ移行された。戦後、東京を除いた五市の運動により特別市制度が創設されたが、五府県の強硬な反対により指定されることなく制度は廃止され、それに代わる大都市制度として1956年に政令指定都市制度が設立され、現在に至っている。

1888年(明21年)	市制町村制公布	
1889年(明22年)	三市特例制度(東京、京都、大阪) ※1898年(明31年)廃止	
1921年(大10年)	六大都市行政監督特例(東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸)	
1943年(昭18年)	五大都市行政監督特例	東京都政
1947年(昭22年) 地方自治法施行	特別市 (指定されることなく制度廃止)	都区制度
1956年(昭31年)	指定都市	
1995年(平7年)	中核市	
2000年(平12年)	特例市	

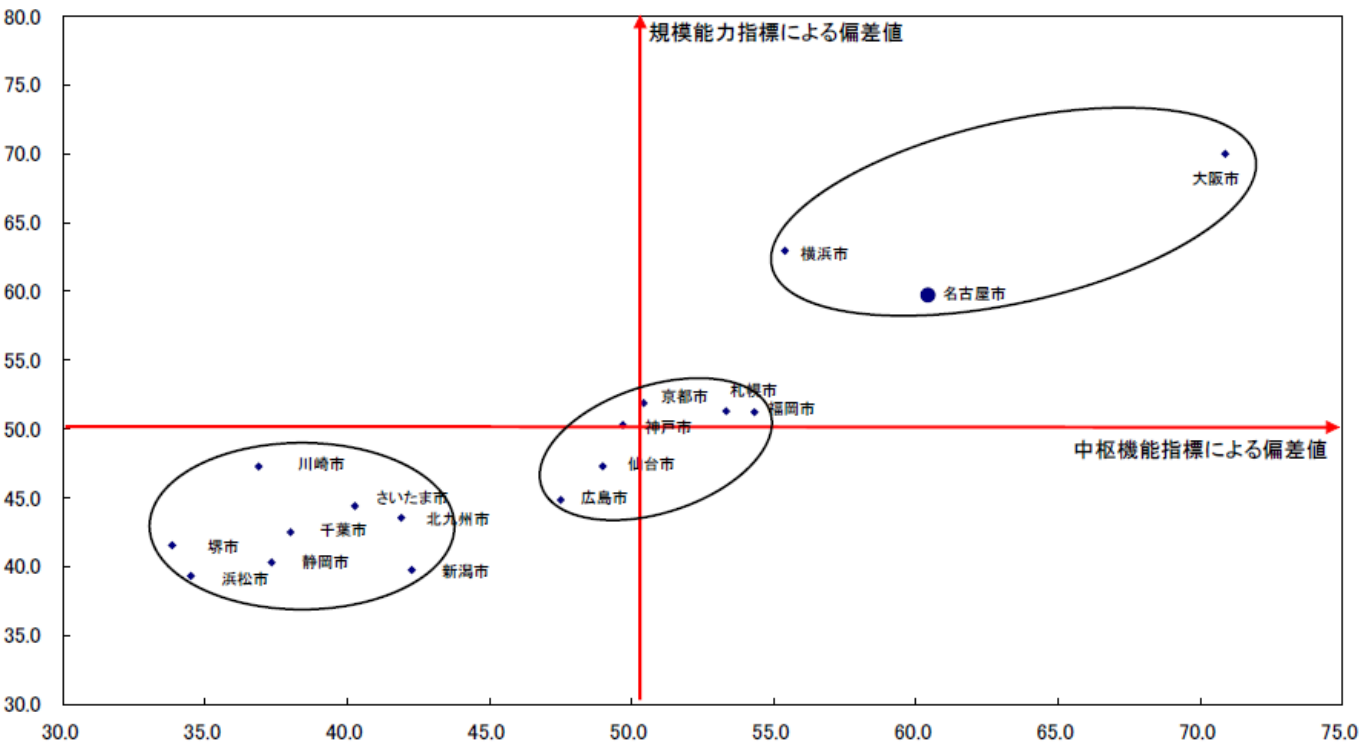
※東葛広域行政連絡協議会「政令指定都市問題研究会最終報告」(2008年6月)を元に事務局作成

【資料5】 大都市制度の現状①
現在の大都市制度 と 現在の特別区と政令指定都市の人口規模



※総務省統計局「平成17年国勢調査」を元に事務局作成

【資料5】 大都市制度の現状②
規模能力と中枢機能からみた政令指定都市の位置〔総合〕



全国の指定都市を、①人口・交流、②経済、③情報・文化、④行政の4つの分野における都市の「規模」と「中枢性」を示す指標により比較

	人口・交流	経済	情報・文化	行政
規模能力指標	常住人口、常住人口就業者数、常住人口通学者数、昼間人口就業者数、昼間人口通学者数	市内総生産額、事業所数、製造品出荷額等、卸売業販売額、小売業販売額、サービス業収入額、金融機関預金総額、金融機関貸付総額	基準財政需要額、地下鉄(交通網)の営業キロ数、下水道普及率、道路の舗装率	情報通信業従業者数、広告業従業者数、学術・開発研究機関従業者数、重要文化財・史跡等の件数
中枢能力指標	昼夜間人口比率、市内交通機関の乗車人数、ホテル客室数	上場企業本社数、外資系企業本社、立地企業数、銀行業事業所数、証券業・商品先物取引業事業所数、会社団体等役員数、証券取引所取扱額、主要見本市開催件数、海上輸出入金額、百貨店店舗面積	国家公務員従業者数、ブロック単位で設置されている国の出先機関数、独立行政法人数、領事館数	短大・高等専門学校数、大学数、大学学生数、学術・開発研究機関事業所数、放送事業所数、専門サービス事業所数、国際会議の開催件数、博物館等総数、プロ野球・Jリーグの本拠地

※名古屋市総務局企画部企画課「道州制を見据えた「新たな大都市制度」に関する調査研究報告書」(2007年2月)

【資料6】 諸外国の大都市制度の比較

東京市(東京23区部)は人口849万人、面積622km²

都市名	ワシントンDC(アメリカ)	ニューヨーク(アメリカ)	ロンドン(イギリス)	ベルリン(ドイツ)	パリ(フランス)	ソウル(韓国)
①人口 ②面積 ③人口密度	①57万人(2001年) ②159km ² ③3,597人/km ²	①801万人(2000年) ②833km ² ③9,616人/km ²	①707万人 ②1,578km ² ③4,480人/km ²	①339万人(2001年) ②892km ² ③3,800人/km ²	①215万人(1999年) ②105km ² ③20,456人/km ²	①1,028万人(2002年) ②605km ² ③16,993人/km ²
議会、首長	・公選の議会が議決機関、公選の市長が執行機関となる。 ・市長は市行政官を任命。 ※議会議長も公選。	・公選の議会が議決機関、公選の市長が執行機関となる。 ・市長は助役を任命。 ※議会議長も公選。	・公選の議会が議決機関、公選の市長が執行機関となる。 ・市長は議員の中から副市長を任命。	・公選の議会が議決機関、議会が選出した参事会(市長、副市長及び他の参事会構成員)が執行機関となる。 ※ベルリン市長は州首相も兼ねる。	・公選の議会が議決機関、議員の互選による議長兼首長が執行機関となる。 ・議員の互選により助役を選出。 ※警察権はパリ警視總監が執行する。 ※パリ市長はパリ県知事も兼ねる。	・公選の議会が議決機関、公選の市長が執行機関となる。 ・大統領が副市長を任命。
内部団体	自治的機能を有する内部団体はない。 ※市内に8つの区があるが、単なる選挙区。 市内に37の公選による近隣地区諮問委員会が設置されており、諮問の役割を担っている。	5つの区が存在する。 ・公選による区長が執行機関となる。なお、議会が存在しない。 ※市内の59地区にコミュニティ委員会が設置されている。委員は区長が任命する。	シティと32のロンドン区(基礎的自治体)が存在する。 ・他の地方自治体同様に、①公選首長と内閣制度、②リーダーと内閣制度、③公選首長とカウンスルマネージャー制度のいずれかを採用している。	12の区が存在する。 ・公選による区議会が議決機関、区議会が選出した区理事会(区長及び4人の区理事)が執行機関となる。	20の区が存在する。 ・区長は区議会において市議会議員を兼ねる者の中から互選され、執行機関となる。 ※区議会議員は市議会議員と同一のリストをもとに行われ、上位3分の1が市議会議員を兼ねる。	25の自治区(基礎自治団体)が存在する。 ・公選による議会が議決機関、公選による市長が執行機関となる。
事務・権限配分	【ワシントンDC】 ・ワシントンDC政府は、州、カウティ、市、学校区等の事務を全て行う。 ・市議会が議決した条例案は連邦議会が拒否権を留保しており、自治権が制約されている。	【ニューヨーク市】 ・ニューヨーク市、一般的な市の事務に加えて、カウティ、学校区の手事も執行する。 【区】 ・区長は、市の公共事業についての勧告、公聴会の開催、市が締結した契約執行状況の評価等を行う。 ※コミュニティ委員会は、公聴会の開催、市部局への勧告、情報伝達等の役割を担っている。	【GLA】 ・交通、警察、消防・緊急計画、経済開発、計画、文化、環境、健康を業務範囲とする。 【シティ及びロンドン区】 ・基礎的自治体として、地方税徴収、対人福祉、住宅、教育など地域の行政サービスを提供する。一定の分野ではGLAとの協議が求められている。	【ベルリン市】 ・市は全市的な意義を持つ事務や統一的な執行を要する事務を行う。 【区】 ・区は、ベルリン市の行う事務以外の全ての事務を行う。ただし、区は法人格や条例制定権、課税・起債権を持たない。 ・行政改革により、区の権限は拡大され、区への事務移管、区の予算執行の裁量の拡大、区に対する市の監督権の緩和が図られた。	【パリ市】 ・パリ市は、警視總監により行われる警察権を除いて、一般の市及び県の手務を行う。 【区】 ・区は、託児所、児童公園等の施設の設置・運営、区に関する事項についての市への質問・要望・意見表明等の事務を行う。 ・区は法人格、財産権、自主立法権等を持たない。	【ソウル特別市】 ・ソウル特別市は、広域自治体として、広域的、統一的な事務、国家との連絡・調整事務、基礎自治団体単独での処理が困難な事務などを行う。 【自治区】 ・自治区は、基礎自治体として、広域自治団体が処理する以外の事務を行う。

※第27次地方制度調査会第29回専門小委員会資料(2003年9月)